

国民年金第2号被保険者の皆さま

手続書類に『企業年金制度等の加入状況コード』をご記入ください

- i D e C oのお手続書類のうち、加入時の「個人型年金加入申出書」、変更時の「加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）」には、お勤め先等で実施している企業年金制度等への加入状況のお申出が必要となります。
- お申出は、該当のコード「企業年金制度等の加入状況コード」を手続書類にご記入いただくことにより行っていただきます。このコードに記入漏れや記入誤りがあった場合、加入できないことや掛金の引落が一時的に停止されることがありますので、お手続きいただく上で重要なコードとなります。
- この資料では『企業年金制度等の加入状況コード』の確認方法、各書類への記入要領等をご案内いたしますので、内容をご確認の上、記入漏れや記入誤り等がないようご記入ください。

▶ 企業年金制度とは次の制度を指します。

会社員等の場合	企業型確定拠出年金（企業型DC）、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金 ※企業型DC以外の制度を「確定給付型の企業年金」といいます。 ※厚生年金基金は国の厚生年金とは別制度です。
公務員等の場合	国家公務員共済組合（長期）、地方公務員共済組合（長期）、私立学校教職員共済制度（長期）、企業型確定拠出年金（企業型DC、私立学校教職員共済制度の加入員のみ）

【ご参考】国民年金の第2号被保険者はi D e C o加入時や加入後の転職時等に勤務先で実施する企業年金制度等の加入状況をお申出いただくことが法令により定められています。

1 『企業年金制度等の加入状況コード』の確認方法

以下の手順〔1〕～〔3〕に従って、ご自身の『企業年金制度等の加入状況コード』を確認してください。

手順〔1〕 ご自身の区分を選択してください	手順〔2〕 お勤め先で実施されている企業年金制度の加入状況を選択してください	手順〔3〕 加入状況コードを確認してください
区分	企業年金制度等の加入状況	加入状況コード
☐ 会社員等 (第2号被保険者)	☐ 企業年金制度には加入していない（制度がない）	☐ 00
	☐ 企業型確定拠出年金（企業型DC）のみに加入している	☐ 01
	☐ 企業型DCと確定給付型の企業年金に加入している	☐ 02
	☐ 確定給付型の企業年金のみに加入している	☐ 50
☐ 公務員等 (共済組合員)	☐ 国家公務員共済組合（長期）に加入している	☐ 51
	☐ 地方公務員共済組合（長期）に加入している	☐ 52
	☐ 私立学校教職員共済制度（長期）のみに加入している	☐ 53
	☐ 私立学校教職員共済制度と企業型DCに加入している	☐ 53

※企業型DCにおいて企業型加入者掛金制度（マッチング拠出）を利用されている方、企業型DCの事業主掛金（毎月拠出以外（年単位拠出）となっている方は、i D e C oに加入できません。

※i D e C oの加入者に事業主が上乗せ拠出を行うi D e C o+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

▶ お勤め先で実施されている企業年金制度やご自身の加入状況がわからない場合は、お勤め先の人事・総務等企業年金制度のご担当部署にご確認ください。

<参考> 国民年金基金連合会作成資料（おもて面）

この資料は『企業年金制度等の加入状況コード』を確認するためのツールとして国民年金基金連合会（iDeCoの実施主体）が作成したものです。前ページまでの手順により、ご自身の加入状況コードの確認がお済みの場合は、この資料を使って改めて加入状況コードをご確認いただく必要はありません。なお、この資料では、掛金の拠出限度額や企業年金制度等の詳しい説明等を掲載しておりますので、制度内容等についてご理解いただくための資料として、適宜ご活用ください。

令和6年12月1日現在
国民年金基金連合会作成

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する
「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。



- 1
- iDeCo掛金の上限額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、**iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。**
なお、**セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。**
- 2
- フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。⑥～⑩（①を除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、**各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。**また、拠出限度額も併せてご確認ください。
- 3
- お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落としが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。**ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。**
- 4
- お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額 ※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋DB ^{※2} 等の他制度 ^{※3} 掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額＋他制度掛金相当額（私学共済））

- 5
- お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※4} 上で掛金額を表示
企業型DC ＋ DB等の他制度 の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・ 地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1： 企業型DC ＝ 企業型確定拠出年金
※2： DB ＝ 確定給付企業年金
※3： DB等の他制度 ＝ DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金
※4： 企業型DCの加入者Webサイト ＝ 記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

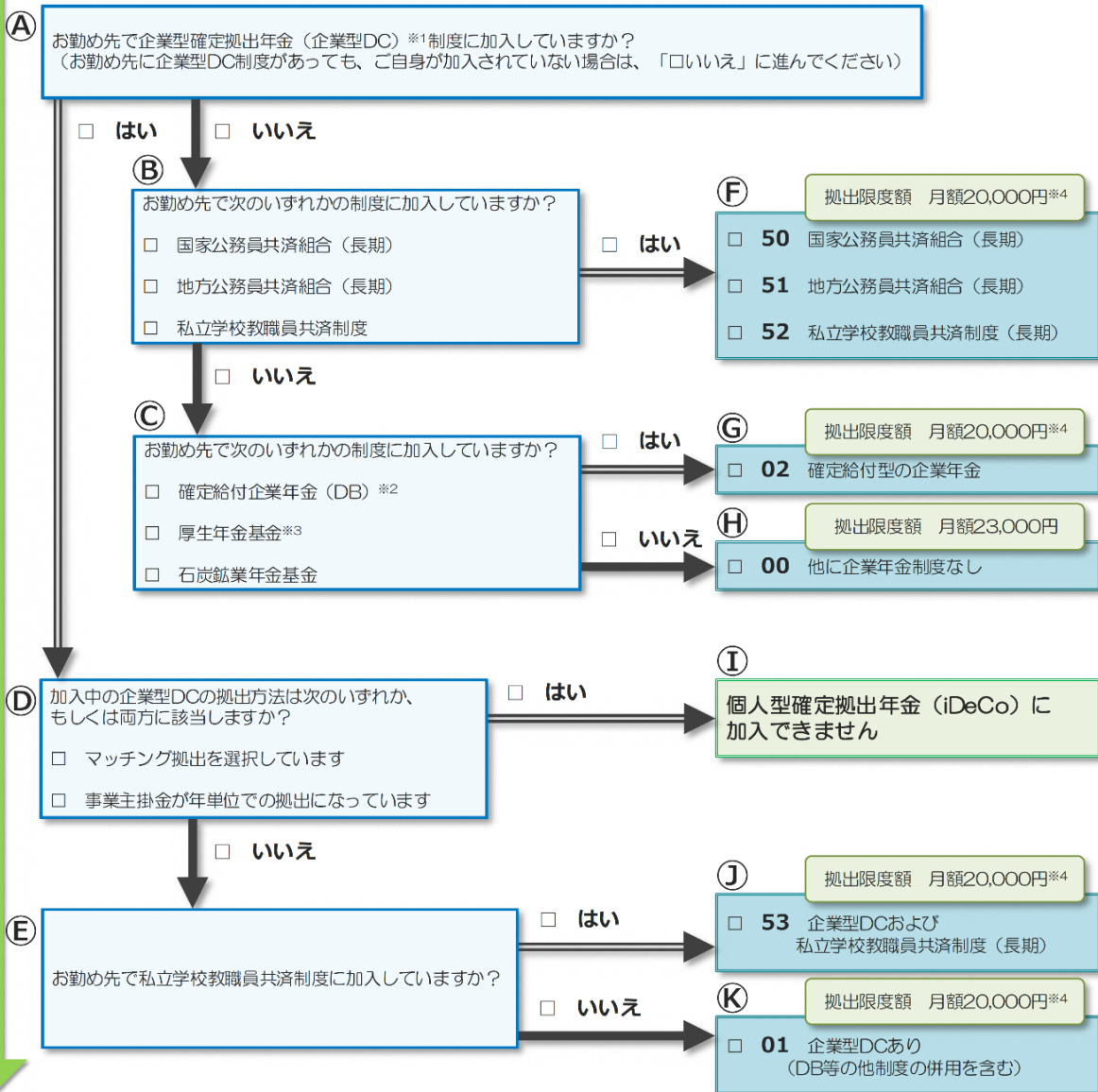
裏面に続く

■ あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は表面の④⑤にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも、回答がわからない場合はこちらへ



現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

- 【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは】
- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
 - ・加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
 - ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。
- 【※2：確定給付企業年金（DB）とは】
- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
 - ・給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
 - ・DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）
- 【※3：厚生年金基金とは】
- ・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
 - ・現在は新規設立が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
 - ・厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）
- 【※4 拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は表面④⑤をご確認ください。】